

演習Ⅱ

科目ナンバリング SEM-302
必修 2単位

足立 祐一

1. 授業の概要(ねらい)

本演習では、主に民法の財産法領域で、判例の検討や重要な論点・論題の検討などを行うことにより、これまで修得してきた民法科目の知識を応用する力を養い、民法についての理解と関心を深めることを目指します。

受講者の関心をもとに参加者全員で取り扱うテーマをいくつか決め、その後、報告者をそれぞれに割り当てます。報告者は、担当する回のレジュメの作成等の準備をします。たとえば、判例の検討の報告では、事実の概要、判旨、判決のポイント(先例との関係、位置づけ、学説の議論)など、重要な論点・論題の検討の報告では、学説や判例の状況の紹介・整理、議論の対立の分析など、についてまとめ、レジュメを作成し、報告することになります。内容に応じて、一つのテーマを分割して、それぞれの部分に報告者を割り当てることもあります。担当者による報告の後、参加者全員で議論をします。

報告や議論をする中で、実際に生じているような問題についてどのような法律的な解決ができるのかを考え、相手の立場から自分の意見を捉えなおしていきます。これらを通じて、新しい視点に気づいたり、複数の立場に目を向けながら、自分の言葉で筋の通った説明をするやり方を身に付けていったりすることができればよいと思います。

2. 授業の到達目標

- ①民法についての知識を応用する力を養うこと。
- ②関心を持ったテーマについて資料を収集し、他者に分かりやすく伝えられるようにまとめる力を養うこと。
- ③相手の疑問を正しく理解するとともに、自分の意見を分かりやすく伝える練習を積むこと。

3. 成績評価の方法および基準

平常点(100%)：出席状況、議論への参加の姿勢(30%)、報告の内容(70%)を総合的に判断して評価します。

4. 教科書・参考文献

教科書

小型の六法を必ず授業時に持参すること。

適宜、参考文献を指示します。

なお、レジュメの作成・報告・議論の手法を学ぶことができる文献として、参考文献に挙げた『リーガル・リサーチ&リポート 第2版』(有斐閣、2019年)があります。

参考文献

田高寛貴・原田昌和・秋山靖浩 『リーガル・リサーチ&リポート 第2版』 (有斐閣、2019年)

5. 準備学習の内容

報告を担当する際には、自身の担当する部分について必要な資料を収集し、レジュメを作成してください。

報告を担当しない場合にも、関連する資料に目を通し、議論に参加する準備をしておくことが望まれます。

(1つの質問ができるくらいに、あらかじめ、どのような部分に注意して報告を聞かかなど、考えておくとういでしょう)

6. その他履修上の注意事項

- ・授業の際には、忘れずに小型の六法を持参すること。
- ・演習形式の授業ですので、ただ出席するだけではなく、積極的に議論に参加することが必要です。「間違い」は恥ずかしいことではなく、あらためて知識を学ぶきっかけと捉えてください。
- ・授業中の私語など、他の受講生の迷惑になる行為は禁止です。

7. 授業内容

- | | |
|--------|--|
| 【第1回】 | 授業の進め方の説明、テーマの決定、報告の割り当てなど |
| 【第2回】 | 報告テーマ、文献収集の方法等に関するガイダンス
学生による報告とそれに基づく議論 |
| 【第3回】 | 学生による報告とそれに基づく議論 |
| 【第4回】 | 学生による報告とそれに基づく議論 |
| 【第5回】 | 学生による報告とそれに基づく議論 |
| 【第6回】 | 学生による報告とそれに基づく議論 |
| 【第7回】 | 学生による報告とそれに基づく議論 |
| 【第8回】 | 学生による報告とそれに基づく議論
報告テーマについてのガイダンス |
| 【第9回】 | 学生による報告とそれに基づく議論 |
| 【第10回】 | 学生による報告とそれに基づく議論 |
| 【第11回】 | 学生による報告とそれに基づく議論 |
| 【第12回】 | 学生による報告とそれに基づく議論 |
| 【第13回】 | 学生による報告とそれに基づく議論 (第13回はオンラインの予定) |
| 【第14回】 | 学生による報告とそれに基づく議論 |
| 【第15回】 | 学生による報告とそれに基づく議論、まとめ
※上記授業計画は、状況に応じて変更することがあります |